

工事担任者の工事範囲に係る工事担任者規則の一部改正案の概要

1 改正の背景

電気通信事業法第 7 1 条及び第 7 2 条においては、利用者が、端末設備や自営電気通信設備を電気通信回線設備に接続する場合は、原則として工事担任者資格者証の交付を受けている者に工事を行わせ、又は実地に監督させなければならないこと、更に工事担任者資格者証の種類とその工事の範囲については、総務省令で定めることを規定している。

本制度は、通信環境の変化を踏まえて、適時適切に改正する必要があるため、総務省では、昨今の通信回線サービスの高速化や、インターネットの普及状況、工事会社業界団体の要望及び電気通信事業者等へのヒアリングを基に検討を行い、以下のとおり、改正案を取りまとめた。

2 改正の概要

(1) 具体的内容

ア 100Mbps 超のインターネットサービスが登場し、100 Mbps 以下のインターネットサービスに係る接続の工事と、必要な技術や知識において変わらないにもかかわらず、DD 第三種の資格では工事・監督が認められていなかったことから、DD 第三種の工事の範囲を 1Gbps 以下の主としてインターネットに接続するための回線に拡大する。

イ アの改正に合わせ、上位資格である DD 第二種についても、拡大された DD 第三種の工事の範囲を含めるための改正を行う。また、実務経歴を有する者が試験科目の試験の免除を受けるに当たり必要とされる実務経歴の内容について、改正を行う。

(2) 現行の資格者証保有者の扱い

現行の DD 第二種、DD 第三種の資格者証保有者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲は、改正後の省令に定める工事の範囲とする。(経過措置)

3 改正の時期

平成 25 年度第 1 回工事担任者試験（平成 25 年 5 月予定）から適用するため、平成 25 年 2 月 1 日から施行予定。